

光の森地内の公共用地が使用できるようになります

■申込受付
2月分の事前受付は、1月13日(水)～1月18日(月)までの間、杉並木公園管理センターで行います。あらかじめ電話でお申し込みください。
3月以降、次の月の事前予約を行う場合、前月の1日から10日までにお申し込みください。

■禁止事項
花火、バーベキュー、ペットの持ち込みなど。
グラウンド内に注意看板を設置する予定です。ご確認ください。

■用途
・個人的な使用
ウォーキング、ランニング、他人の迷惑にならないようなキャッチボール、サッカーのパスなど。
・地区での使用
グラウンドゴルフ、ゲートボールや地域体育祭など。

■名称
(仮称)菊陽町光の森多目的広場
(当面は、仮称扱い)

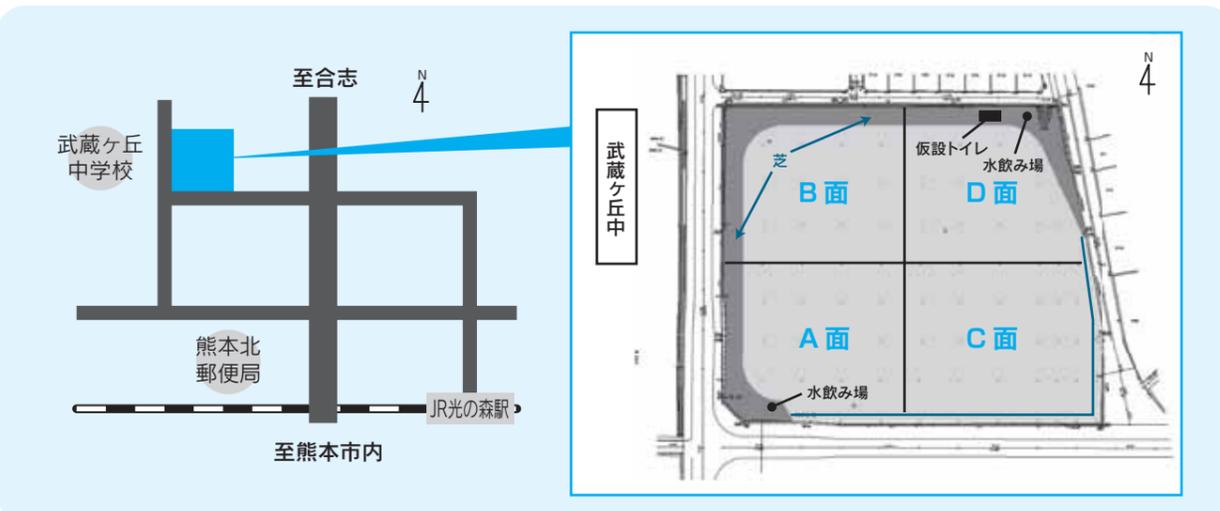
光の森3丁目にある公共用地(北側約3ha)の管理工事が、一部を除き完了することに伴い、2月1日(月)から使用できるようになります。
使用の際の注意事項などを記載してまいりますので、ご確認ください。

■使用料
当面の間、無料です。ただし、必要に応じて広場の清掃、草取りなどをお願いする場合があります。

■使用方法
・申請書の配布と受理は、杉並木公園管理センターのほか、建設課と武蔵ヶ丘支所でも行う予定にしています。
・広場の使用は、4分の1面ずつです。
・個人的な使用の場合、申請書の届け出は不要です。

事前受付を取りまとめた結果、使用日などに競合があり、調整が必要になった場合、2月受付分は1月22日(金)まで(3月以降の予約は前月15日まで)に電話で連絡します。
また、使用日などが競合しない場合には、管理センターからの連絡はありませんので、使用日の3日前までに、申請書を提出してください。
※右記説明は、事前予約時の説明です。予約が入っておらず、広場に空きがある場合には、いつでも申し込むことができます。

また、使用日などが競合しない場合には、管理センターからの連絡はありませんので、使用日の3日前までに、申請書を提出してください。



予約受付先

菊陽杉並木公園管理センター ☎349-2533
※毎週火曜休館日(火曜日が祝日の場合は水曜日)

問い合わせ

建設課
総合政策課

☎232-2115
☎232-2112

行政評価を実施しました

～町民の視点で事業を検証～

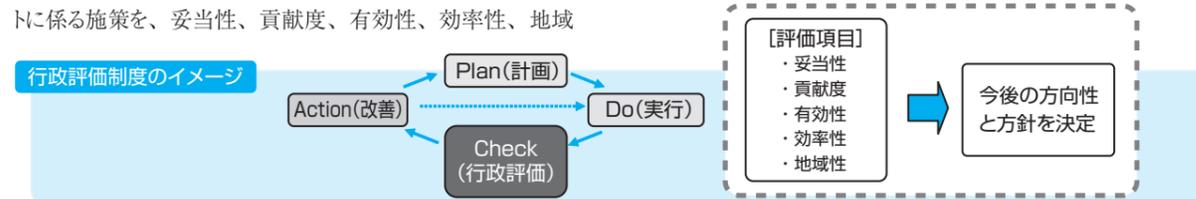
行政活動を行うには、限られた資源を有効に活用することが不可欠です。この投じられる資源は、町民の生活に密接に関わる行政サービスに使われる以上、また、町民の皆さんからお預かりした貴重な税金が使われる以上、それが「いかに効率的・効果的に活用されるか」ということが極めて重要です。したがって、これまで菊陽町が行ってきた行政活動も、これらの視点から客観的な評価を行い、より良い行政サービスの実現に向けて具体的に検証する必要があります。

そのため、本町では平成18年度から行政評価を行ってきました。そして、昨年度からはさらにその評価の透明性と客観性を高めるために、行政評価委員会を設置し外部(第三者)による評価に取り組んでおり、このほど町長に結果報告書が提出されました。

今年度の行政(外部)評価は、総合計画の実施計画の中から①町の重要施策、②町民意識調査で重要度が高かった施策、③補助金や助成金支出に係る施策、④町のイベントに係る施策を、妥当性、貢献度、有効性、効率性、地域

性の5つの観点から13施策48事務事業について検証しました。その結果、委員会から、「行政評価は、行政が行うさまざまな活動を共通の物差しで検証し、その結果を行政経営の改善に活用するためのツールであるため、これをきっかけに、事務事業の現状をしっかりと認識・把握した上で、目的を達成するための解決すべき課題を発見し、具体的な改善策を見いだせるよう意識改革することが重要である」。また、「どれだけのコストを掛け、どのような方法で、どのような結果が出たかを積極的に住民に示し、説明責任を果たす必要がある」。さらに、「行政(町)の関与のあり方の観点から、その事業が必要であるかどうか、必要であれば誰が実施すると一番効率的で効果的に執行できるかを判断する「事業仕分け」の導入を検討することも必要である」などのご意見をいただきました。

詳しくは、町のホームページまたは武蔵ヶ丘支所、各町民センターに配置している報告書をご覧ください。



行政評価とは
町が実施する施策や事務事業について、客観的な基準を用いて評価・検証を行い、より効率的で効果的な町政、住民にわかりやすい町政を目指すために、行政活動の見直しや事務事業の進め方を改善していく取り組みです。

パブリック・コメント手続

町が計画している事業などの案を事前に公表した上で、住民の皆さんにご意見を求め、いただいたご意見を考慮し、意志決定を行うとともに、ご意見に対する考え方を公表する手続です。

- 事前公表事項
事業計画の案に関する資料など
- 意見の募集期間
30日以上期間を設ける

住民説明会

町が実施する事業などの内容説明を行った上で、住民の皆さんと町、または住民の皆さん同士で意見交換を行い、ご意見・ご提案などをいただく手続です。

- 事前公表事項
事業計画の案に関する資料など

皆さんの意見を募集します

「協働の仕組みづくり」に関するご意見などがありましたら、様式は問いませんので、持参、郵送、電子メールいずれかの方法で総合政策課に提出してください。

意見提出先
問い合わせ

総合政策課 行財政改革推進係
〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地
☎232-2112
電子メール: sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

第4回

菊陽町協働の仕組みづくり 検討委員会を開催しました

11月13日、第4回の委員会を開催しました。今回は、住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを進めるための具体的な制度を紹介しました。協働のまちづくりを進めるためのパブリック・コメント手続(意見提出手続)や住民説明会などがあります。これらのほとんどは、行政がまちづくりに関する考えを公表し、住民の皆さんからご意見をいただくという、

いわゆる「住民参加」の手法であり、住民と行政、また住民同士のコミュニケーションを図るためのツールです。委員からは、このような住民参加の制度を、いつ、どのようなまちづくりに活用するかを整理すると同時に、地域にもっと関心をもってもらえるような地域づくり、人づくりも進めていく必要があるというご意見をいただきました。